

令和5年度

教育文化活動奨励

第17回「やまがた未来賞」

〔実施要項〕

令和5年7月

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部

令和5年度 教育文化活動奨励「やまがた未来賞」

【実施要項】

公益財団法人日本教育公務員弘済会山形支部

I 事業の概要

公益財団法人日本教育公務員弘済会山形支部（以下「本支部」という。）は、昭和28年設立以来、教育の振興と教職員の福祉に寄与するため、教育振興事業（奨学事業、教育研究助成事業、教育文化事業）と福祉事業を実施してきております。

今年度も、事業の拡充強化を図るため、社会・教育・文化の向上発展をめざして、優れた活動を実践する県内の団体等に奨励金を給付する教育文化事業を実施いたします。

また、本事業で給付する奨励金の呼称を「やまがた未来賞」といたします。

II 給付の趣旨

教育文化活動奨励「やまがた未来賞」は、学校教育、社会教育の各分野において、社会・教育・文化の向上発展に重要でありながら、資金が不十分で給付の必要性が高いと認められる特色ある活動、あるいは計画的で継続的な実践に対して支援することを趣旨といたします。

III 給付の対象等

1. 給付対象

本県の社会・教育・文化の向上発展に寄与し、将来においても有益な活動実践を継続していくために必要なものを、給付対象としています。

なお、給付の対象とならないものは次のとおりです。

- ア 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- イ 他の機関からの委託によるもの《教育委員会の指定を受けたもの等》
- ウ 実質的に完了しているもの
- エ 応募者の人件費（共同の場合も含む。）
- オ 汎用性のある機器（例：パソコン、プロジェクター、複写機）の購入費
- カ 組織等の一般管理費 等

2. 資格要件

応募者は、山形県内の児童生徒が所属する団体・グループ・学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）とします。さらに、計画の進行に責任を持ち、奨励金の管理及び事後の報告を確実に行うものとします。

IV 申し込み手続き

1. 応募方法

- (1) 教育文化活動奨励「やまがた未来賞」応募書（やまがた未来賞様式1）に必要事項を記入し、下記あて郵送してください。書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (2) 応募書を受付後、受領通知を送付いたします。不着の場合はご照会ください。

2. 申し込み受付期間

令和5年7月3日（月）～9月1日（金）（当日消印有効）

※ご提出いただいた応募書類等は、返却いたしません。

3. 提出先（問い合わせ先）

〒990-0023 山形市松波四丁目6番15号

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部 教育文化事業係

TEL 023-622-7211 FAX 023-622-7212

V 奨励金の給付金額等

- やまがた未来賞の給付総額を270万円（見込み額）とし、1件に対する奨励金の給付金額は50万円を上限とします。

VI 奨励金の給付方法

奨励金は、給付対象者が提示した名義の銀行口座に送金いたします。

VII やまがた未来賞贈呈式

「やまがた未来賞」受賞団体に記念の楯を贈呈いたします。

※ 贈呈式は11月3日（金）「文化の日」午前に山形市内の会場での開催を予定しています。

※ 受賞団体の代表者1名の出席をお願いいたします。

VIII 給付対象者の義務

- (1) 給付対象者には、年度末までに、やまがた未来賞成果報告書（やまがた未来賞様式2）を提出していただきます。
- (2) 奨励金の給付金額が30万円以上の対象者には、当支部と覚書を交わしていただきます。

IX 奨励金の返還

応募書に記載した予算内容と大きく逸脱した用途や給付対象として適当でない事由が認められたとき、また、万一、故意による虚偽記載が判明した場合は、既に給付した奨励金の全部又は一部を返還するものとします。

X 選考方法

1. 選考手順

給付対象団体等は、本支部選考委員会の選考後、幹事会の議を経て支部長が決定します。
また、給付の採否を文書で、各応募団体等の代表者あてに通知いたします。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

2. 選考基準

下記に重点を置いて選考いたします。

視点1：特色ある活動であり、今後の発展が期待できるもの。あるいは、伝統文化・技能として継承・保存の価値が認められるもの。

視点2：社会・教育・文化の向上発展に重要であり、給付の必要性が高いもの。

視点3：方法や手順が整えられており、計画の確実な遂行が見込めるもの。

なお、応募書の1(3)予算書・奨励金の使途については、選考する上での資料といたします。

XI 個人情報の取り扱い

1. 応募書に記入された個人情報は、選考および選考結果通知のために使用します。
2. 給付が決定した場合、応募書に記入された給付対象者の所属名および給付対象テーマ（活動内容等）を公表します。（本支部のホームページに掲載します。）

XII その他

この要項に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、支部長が別に定めるところによります。